

(厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)

第十一条 厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇十三の二 (略)</p> <p>十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>十五〇二十 (略)</p>	<p>一〇十三の二 (略)</p> <p>十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>二〇へ (略)</p> <p>十五〇二十 (略)</p>